

一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

東村山市議会議長 あて

2024 年 5 月 27 日

議席番号 25 番

質 問 者 さとう直子

記

1. 公民館・集会施設の役割と使用料について

- 1) 公民館の役割は何か伺う
- 2) 公民館とそれ以外の集会施設との違いを伺う
- 3) 公民館等の集会施設の種類と箇所数を伺う
- 4) それぞれの施設の設置の根拠となる法律を伺う
- 5) 2007 年に社会教育団体の使用が有料になったことにより、利用者数はどのように変化したか、2006 年度・2007 年度・2011 年度・2019 年度・2023 年度の公民館ごとの利用者数・利用率・利用料収入について伺う
- 6) 公民館の使用が有料になったことで市民の文化活動への影響を伺う
2006 年度・2016 年度・2023 年度の登録団体数（うち子どもの団体数も）
- 7) 公民館、市民センターの使用料設定の根拠を伺う
- 8) 2006 年度・2007 年度・2011 年度・2019 年度・2023 年度の備品費・設備費・消耗品費を伺う